

令和4年 第10回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

7. 議事録署名人

9番 安藤末男 委員
10番 柳沼政一 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第5号 現況確認証明について

議案第6号 田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

9. 会議の経過概要 （開会 午後1時30分）

事務局	<p>皆様本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。欠席届が出ていた委員さん以外出席されておりますので始めさせていただきます。まず会長に挨拶いただき前に資料の訂正をお願いします。お配りした資料の表紙の場所が多目的ホールとなっておりますが301会議室に訂正をお願いします。それでは会長よりご挨拶をいただきます。</p>				
会長	<p>皆様、改めましてこんにちは。本日は秋の取入れでいよいよ忙しい時期ですが、お集まりいただきありがとうございます。米の収穫する時から雨で終わる寸前にも雨であります。なかなか自然は厳しい条件を出していますが、今日も雨で稲刈りにならない委員さんもいたと思われませんが、収穫の秋という事で豊作になり良かったという気持ちとこの燃料高騰、また肥料の高騰で次年度の作付けも今から頭を悩ませているかと思われませんが、どうか本日も市長に対する意見を提出します。先月にも市に対する意見書を提出しました。また12月1日には国会議員の皆さんと話し合いという事で私が参議院会館の方へ行って参ります。いろいろこの時期は要望事項がたくさんありますが我々が持続可能な農業を続けられるような体制で要望してまいりますのでよろしくお願いいたします。本日もよろしくお願い致します。</p>				
事務局	<p>それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願い致します。</p>				
議長	<p>始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。</p>				
事務局	<p>本日、都合により欠席の届出がございました委員は、4番猪狩徳孝農業委員、6番渡邊義輝農業委員、8番白岩幸一農業委員であります。</p>				
議長	<p>事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和4年田村市農業委員会第10回総会を開会いたします。また、本日は先崎和幸推進委員、橋本清隆推進委員の2名の農地利用最適化推進委員の方々にご出席いただいておりますことご報告いたします。</p> <p>次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。</p>				
出席委員	<p>異議なし。</p>				
議長	<p>異議なしと認め、9番安藤末男委員、10番柳沼政一委員を指名いたします。ただいまから議案審議に入ります。</p> <p>本日の議案は、</p> <table border="0" data-bbox="391 1915 1533 2007"> <tr> <td>議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table>	議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件	議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	2件
議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件				
議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	2件				

	<p>議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 2件</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について 4件</p> <p>議案第5号 現況確認証明について 6件</p> <p>議案第6号 田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について 1件</p> <p>以上24件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から9番までについて事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から9番について、議案書朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
事務局	異議なし。
議長	異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から2番について、3番柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。
3番委員	3番柳沼です。整理番号1番と2番について報告します。15日の朝に荻野推進委員と私と行政書士の3名で現地調査をしました。この農地は牧野組合の土地でありましたが、食糧難の時代に組合がこの農地を開墾して農地として利用しておりました。牧野組合は農地を持つことができないために組合名義で管理していました。組合員の減少により解散ということになり今まで耕作していたところが贈与することになりました。今まで通り耕作するということが何ら問題ないものと報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。
9番委員	9番安藤です。整理番号3番について報告します。12日の午前中に私と和田推進委員で譲受人宅に伺い説明を受けました。親子関係の贈与ですので何ら問題ないものと確認してまいりました。委員の皆様の慎重審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番から6番について、10番柳沼政一委員ご報告をお願い致します。</p>
10番委員	<p>10番柳沼です。整理番号4番と5番について譲渡人が重複しておりますので併せて報告します。整理番号4番と5番ですが、15日の朝方、私と橋本推進委員で譲渡人宅に伺い耕作条件向上、経営規模の拡大に関して何ら問題ないものと見てまいりました。整理番号6番ですが、15日の朝方ですが渡邊推進委員と私と2名で譲渡人宅に伺いました。譲渡人と譲受人は親子関係であります。農業経営に精進することで何ら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号7番から9番について、12番渡邊登喜男委員ご報告をお願い致します。</p>
12番委員	<p>12番渡邊です。整理番号7番、8番について内容が同じ案件ですので併せて報告します。12日の朝に譲渡人の自宅に私と土屋推進委員で話を伺ってまいりました。譲渡人は80歳を超えて高齢でありこの際に息子に譲りたいという事で親子関係あり何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号9番については13日の朝に譲渡人は遠方ですから電話で確認して譲受人にお任せするとのことでした。譲受人と私と土屋推進委員の3名で13日の朝に現地で確認してまいりました。譲受人はこの隣接地に空き家ですが、浪江町から転入してここで農業をしたいとのことでした。何ら問題ないものと確認しましたので委員の皆様のご慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から9番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から9番については、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして1号議案は終了します。</p>

	次に議案第2号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、6番渡邊義輝委員が本日欠席のため事前に事務局へ調査結果について報告がありましたので代わって事務局ご報告願います</p>
事務局	事務局から報告します。土曜日、15日に渡邊農業委員、松本推進委員及び太陽光設置会社の担当者3名で現地調査を行いまして何ら問題ないものと確認してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いたします。との報告を受けております。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、12番渡邊登喜男委員ご報告をお願い致します。
12番委員	12番渡邊です。整理番号2番について報告します。13日の午前中に私と土屋推進委員と行政書士と施行業者の4名で現地確認をしました。何ら問題ないと確認してまいりました。雨水は充分配慮するとのこと。了解をいただいております。委員の皆様の慎重審議よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。以上で整理番号1番から2番まで事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から2番までについては、申請の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>以上をもちまして2号議案は終了します。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について事務局説明願います。</p>
事務局	議案第3号の整理番号1番から2番まで議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、⑦番吉田伸一推進委員が本日欠席のため事前に事務局へ調査結果について報告がありましたので代わって事務局ご報告願います</p>
事務局	事務局から報告します。整理番号1番について調査結果を報告します。金曜日、14日に吉田会長、吉田推進委員及び施行業者担当者の3名で現地調査を行いましてこちらについては周辺の農地に対する影響はなく何ら問題ないものと確認してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いたします。との報告を受けております。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、6番渡邊義輝委員が本日欠席のため事前に事務局へ調査結果について報告がありましたので代わって事務局ご報告願います
事務局	事務局から報告します。整理番号2番について調査結果を報告します。土曜日、15日に渡邊委員、松本推進委員及び施行業者担当者の3名で現地調査を行いましてこちらについて何ら問題ないものと確認してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いたします。との報告を受けております。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。

出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可の意見決定について（県許可分）」は原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。以上をもちまして第3号議案は終了いたします。次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは整理番号1番から4番まで事務局説明願います。</p>
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から4番まで議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第4号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から4番までについては申し出のとおり計画を定めることについて「適当」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、議案第4号は終了いたします。</p> <p>次に議案第5号「現況確認証明について」を議題とします。それでは整理番号1番から6番までについて事務局説明願います。</p>
事務局	議案第5号「現況確認証明について」の整理番号1番から6番まで議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。

	<p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第5号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第5号「現況確認証明について」は原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第5号は終了いたします。</p> <p>次に議案第6号「田村市農地等利用最適化の推進施策に関する意見について」を議題といたします。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号「田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」の議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第6号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第6号「田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」は原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第6号は終了いたします。これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和4年第10回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p>
	<p>閉会 14:10</p>

令和4年10月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人